

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和4年11月4日

県南広域振興局長 永井 榮一

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称 有限会社伊藤治

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 しらゆりセントラルモール 北上市花園町一丁目6番12号ほか

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

イ 大規模小売店舗の所在地

(4) 変更の年月日

ア 令和4年9月23日

イ 令和4年7月5日

(5) 変更の理由

ア 店舗名称が決定したため

イ 住居番号が確定したため

2 届出年月日 令和4年10月19日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所